

税と社会保障の一体改革とマイ ナンバー

平成24年11月17日

島澤諭

総合研究開発機構

1.わが国の財政状態

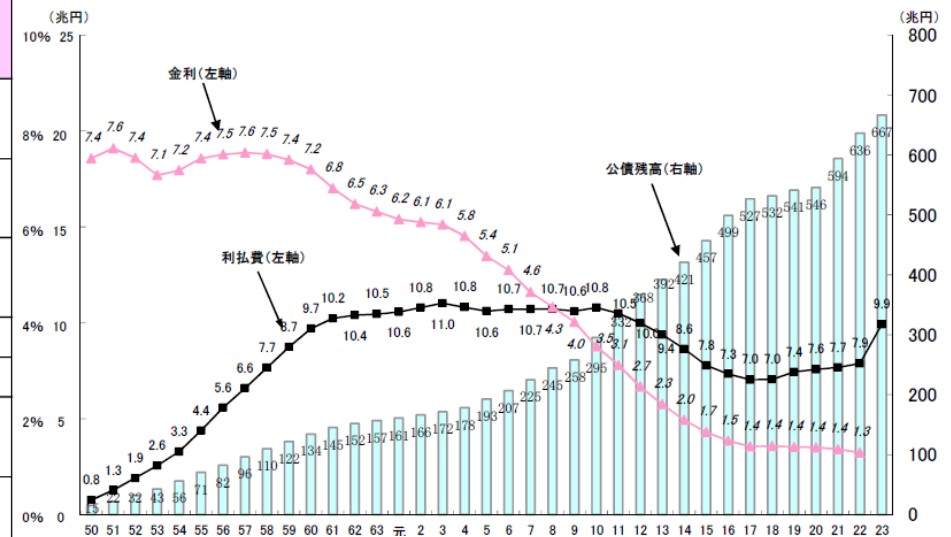
○一般会計の歳出及び歳入

(兆円)

年度	50	55	60	元	5	10	15	20	23
歳出	20.9	43.4	53.0	65.9	75.1	84.4	82.4	84.7	94.7
基礎的財政収支対象経費	19.8	37.9	42.8	53.8	61.4	66.7	66.9	65.5	73.2
うち地方交付税交付金等	3.3	7.0	9.7	15.0	13.9	14.3	17.4	15.7	17.4
国債費	1.1	5.5	10.2	12.1	13.7	17.7	15.5	19.2	21.5
歳入(税収及びその他収入)	16.2	29.9	41.7	60.6	61.0	55.8	50.3	55.3	50.4
税収	13.8	26.9	38.2	54.9	54.1	49.4	43.3	44.3	40.9
その他収入	2.4	3.0	3.5	5.7	6.9	6.4	7.0	11.1	9.5

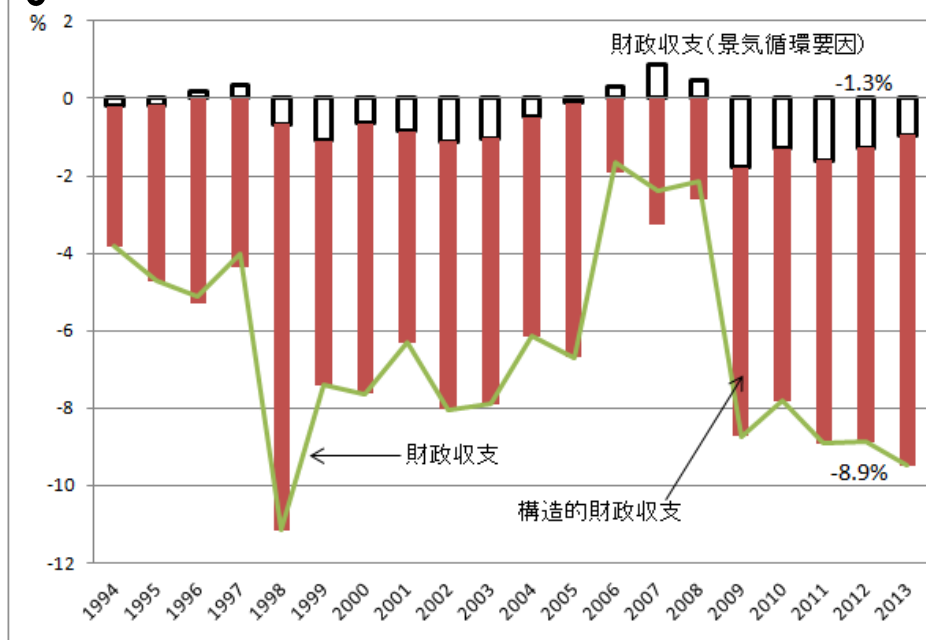
公債発行額	5.3	14.2	12.3	6.6	16.2	34.0	35.3	33.2	44.3
公債依存度(%)	25.3	32.6	23.2	10.1	21.5	40.3	42.9	39.2	46.8

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績見込>	平成23年度末 (2011年度末) <補正後>
国	188程度	242程度	390程度	493程度	573程度 (568程度)	621程度 (613程度)	662程度 (645程度)	693程度 (681程度)
普通国債 残高	161程度	193程度	295程度	457程度	546程度 (541程度)	594程度 (586程度)	636程度 (619程度)	667程度 (655程度)
対GDP比	38.7%	39.9%	58.7%	92.6%	111% (110%)	125% (124%)	134% (130%)	141% (138%)
地方	66程度	91程度	163程度	198程度	197程度	198程度	201程度	201程度
対GDP比	16%	19%	32%	40%	40%	42%	42%	42%
国・地方 合計	254程度	333程度	553程度	692程度	770程度 (765程度)	819程度 (811程度)	862程度 (845程度)	894程度 (882程度)
対GDP比	61%	69%	110%	140%	157% (156%)	173% (171%)	181% (178%)	189% (186%)

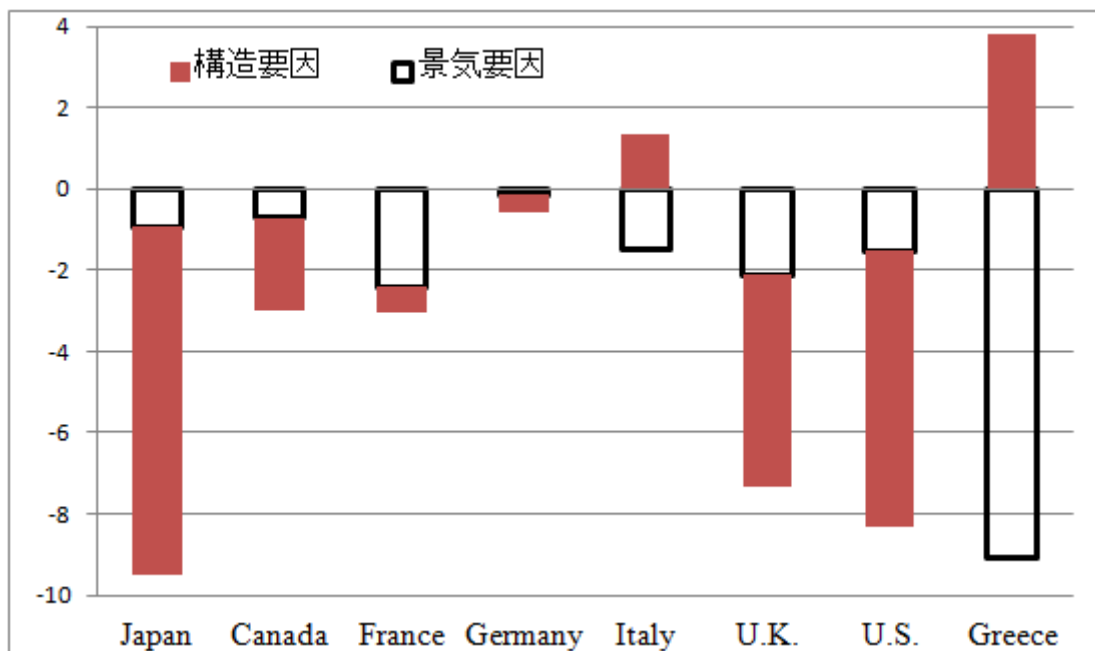
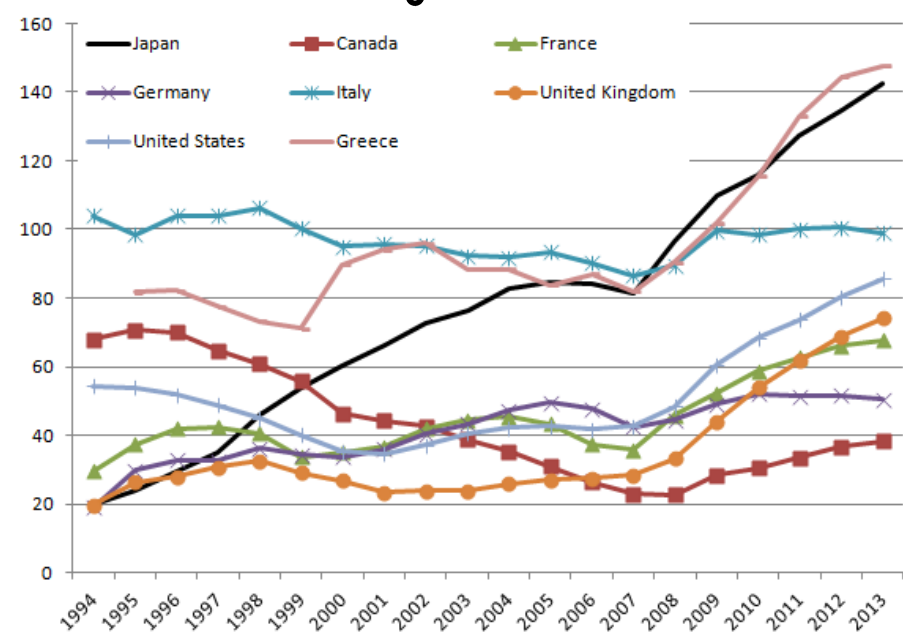


財務省資料より

財政収支の要因分解

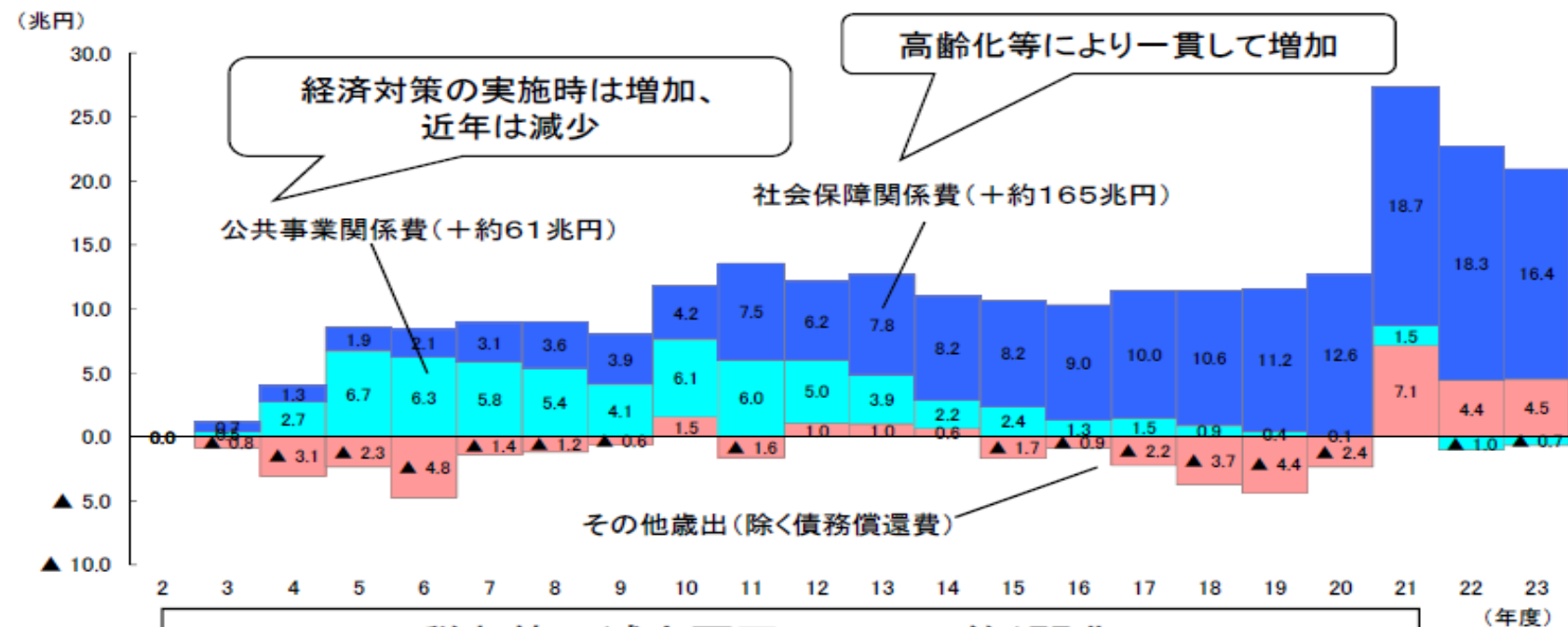


政府純債務

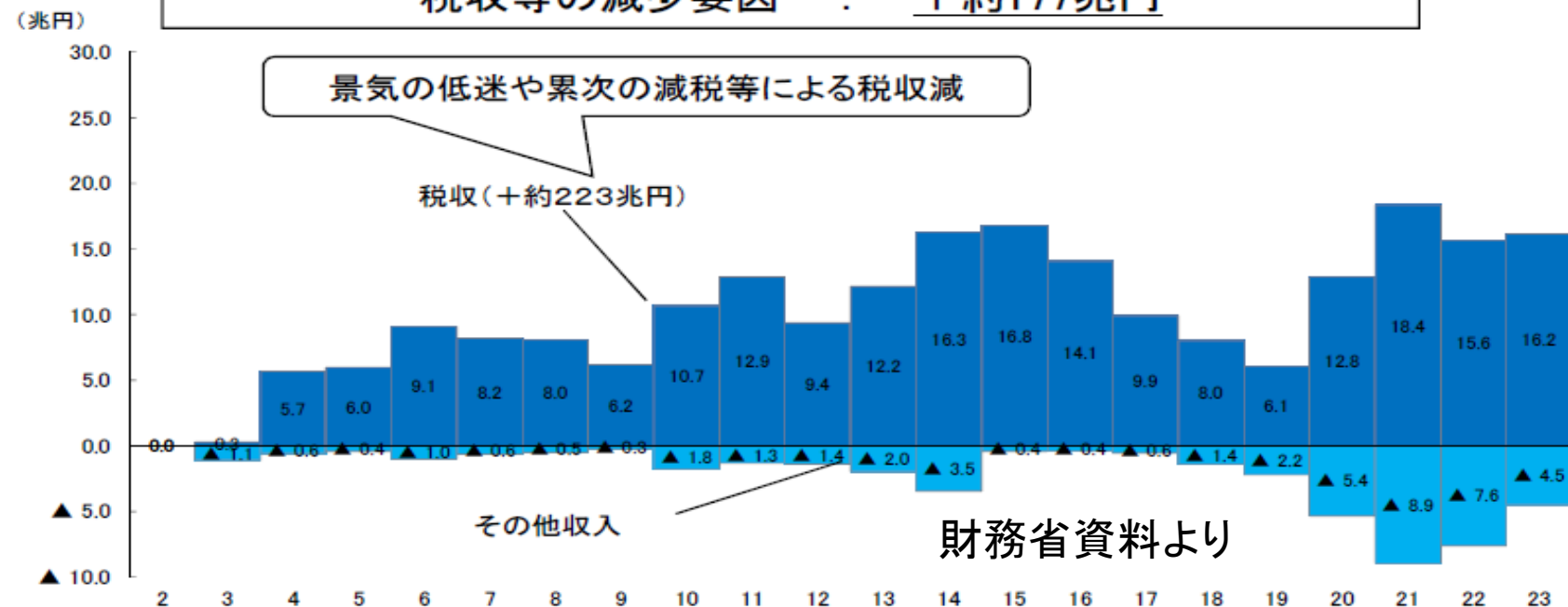


歳入増加と歳出削減
の重要性

歳出の増加要因 : +約216兆円

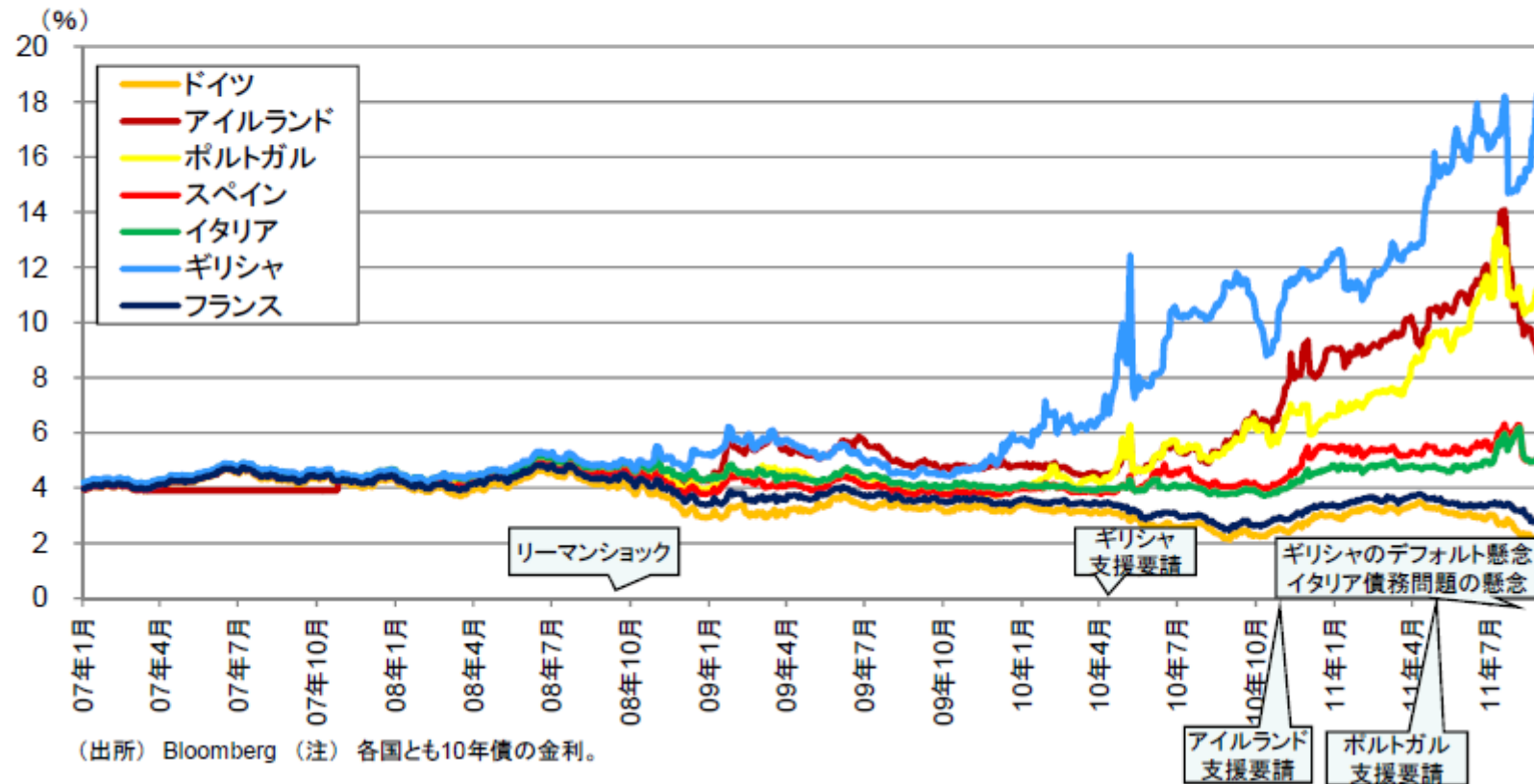


税収等の減少要因 : +約177兆円



(参考3)PIIGS諸国の国債金利の上昇

PIIGS諸国の国債金利は、2010年4月のギリシャ支援要請以後、数度にわたる債務問題の顕在化を経て急激に上昇しています。



- 日本の場合、財務省によると、国債金利が1%上昇すると、金利負担は、2013年度+1.0兆円、2014年度+2.4兆円、2015年度+4.1兆円増加するとの試算。

社会保障・税一体改革

(1) 個人所得課税

- 各種控除の見直しや税率構造の改革を実施。
- 給付付き税額控除については、番号制度等を前提に、社会保障制度の見直しと併せて検討。
- 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

(2) 法人課税

- 課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ（中小法人に対する軽減税率についても同様）。

(3) 消費課税

- 消費税（国・地方）については、本成案に則って所要の改正。いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要な場合には、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討。

(4) 資産課税

- 相続税の課税ベース、税率構造の見直しによる負担の適正化及び贈与税の軽減等。

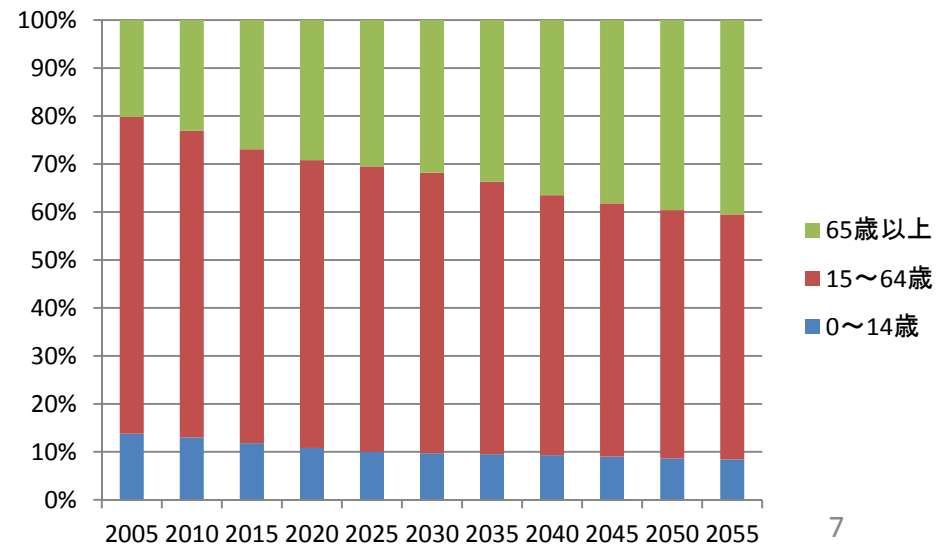
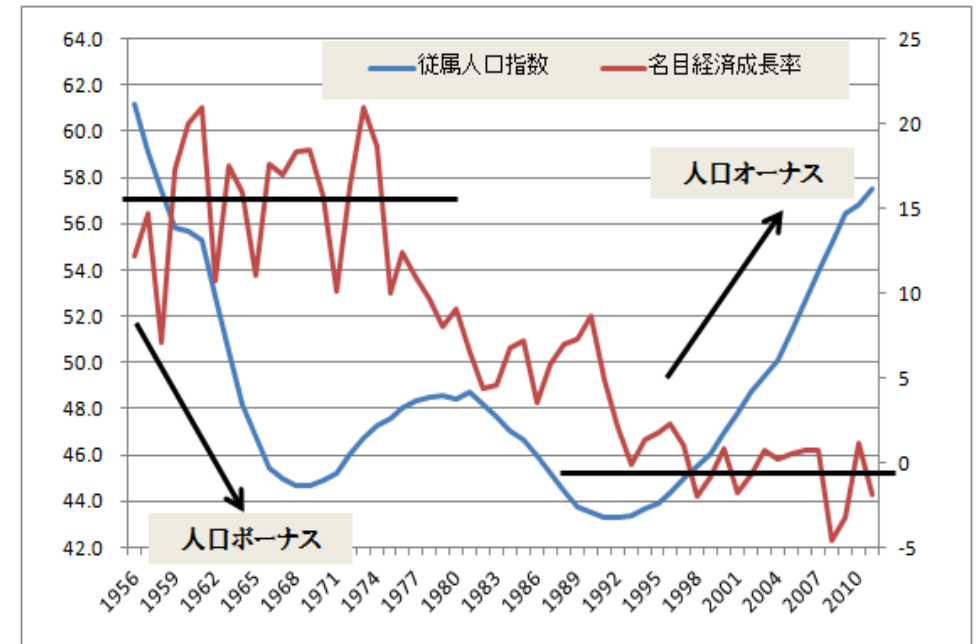
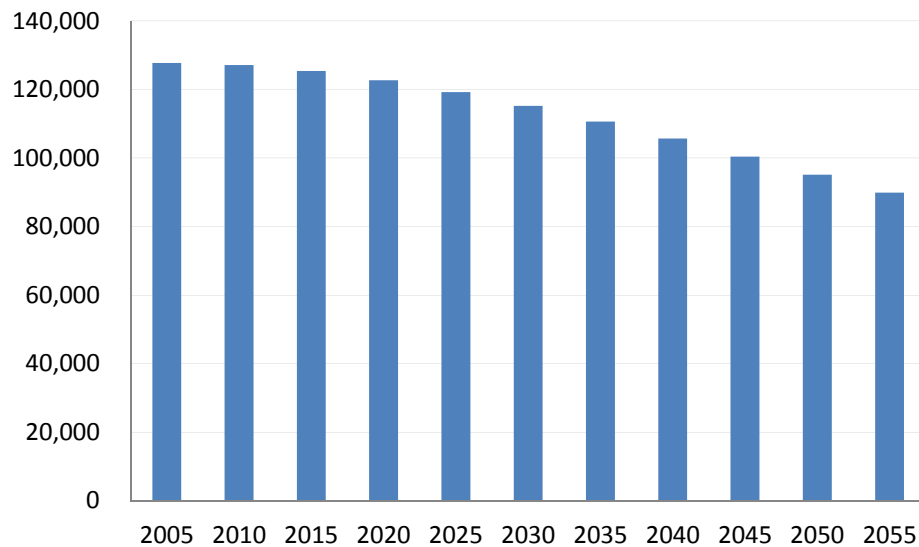
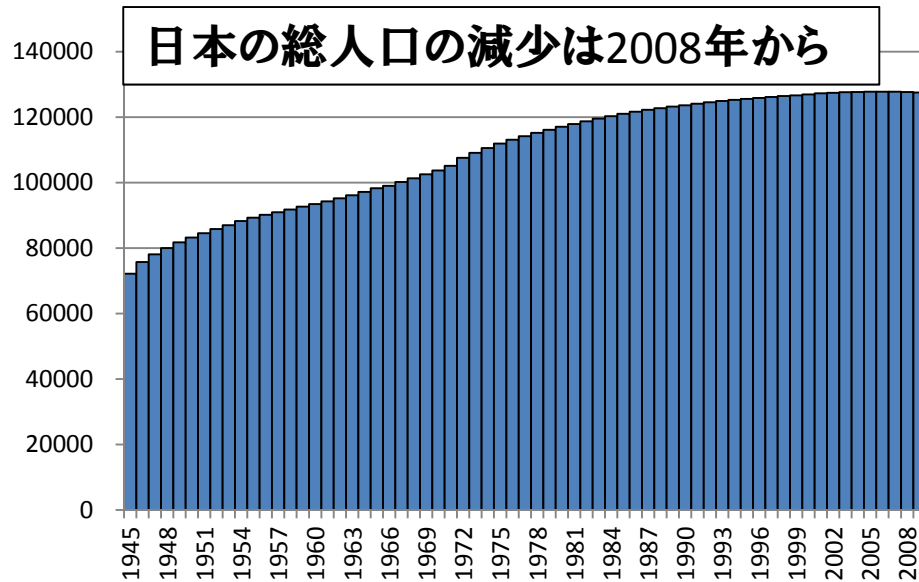
(5) 地方税制

- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

(6) その他

- 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備等。

なぜ、消費税か？

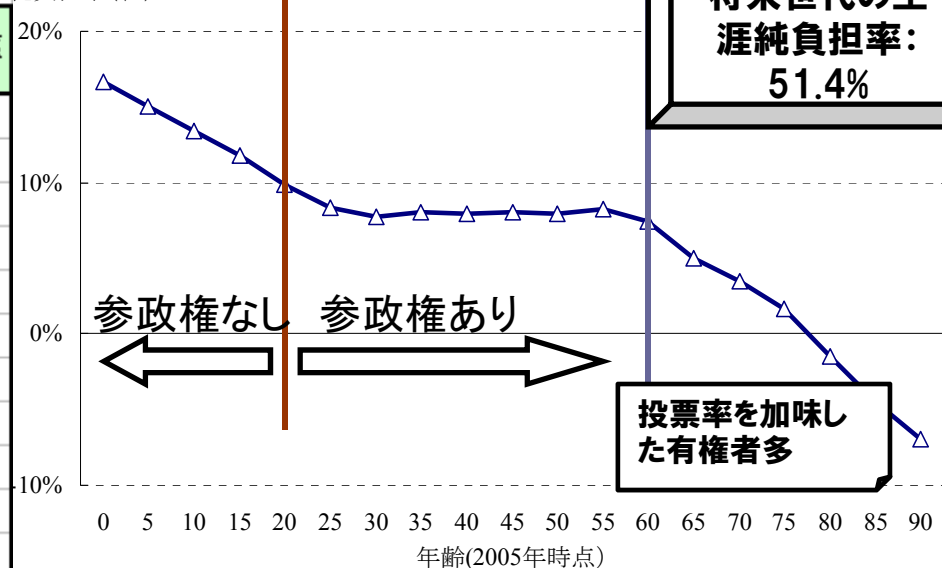


世代間格差の存在

付表4-2 世代別の受益・負担と所得 (単位:千円)

2005年度 現在の年齢	生涯純負担	将来分	過去分	生涯所得	純負担率
0	35,108	35,108	0	210,486	16.7%
5	31,969	32,883	-913	212,934	15.0%
10	28,976	30,529	-1,553	216,325	13.4%
15	26,018	27,998	-1,980	220,416	11.8%
20	22,290	24,686	-2,396	225,061	9.9%
25	19,347	19,639	-292	231,152	8.4%
30	18,623	14,834	3,789	239,844	7.8%
35	20,124	10,274	9,850	251,732	8.0%
40	21,230	4,662	16,569	265,738	8.0%
45	22,827	-2,635	25,462	283,617	8.0%
50	24,326	-11,151	35,476	304,957	8.0%
55	26,501	-19,721	46,222	322,570	8.2%
60	24,596	-29,447	54,042	328,876	7.5%
65	16,938	-36,322	53,260	341,915	5.0%
70	11,708	-34,306	46,014	340,742	3.4%
75	5,650	-29,506	35,156	339,058	1.7%
80	-4,977	-23,456	18,479	326,833	-1.5%
85	-13,770	-15,859	2,089	304,368	-4.5%
90	-19,889	-7,049	-12,840	284,805	-7.0%
将来世代	107,947	-	-	210,089	51.4%
世代間不均衡(%)	207	-	-	-	-

純負担率(%)



(出典)増島・島澤・村上「世代別の受益と負担」2009年ESRI Discussion Paper Series No.217

- **所得税では、少なくなる一方の勤労世代に過重の負担**
 - 非正規雇用、失業の増加
 - すべての世代で広く負担
- **何を持って担税力とみなすか？**
 - 所得か資産か消費か
- **課税の基本原則「公平」「中立」「簡素」**
- **公平性－垂直的公平と水平的公平**
- **所得捕捉格差の存在**
 - 9・6・4or10・5・3
- **徴税の簡素・効率化**
 - 税：国税庁、社会保険料：日本年金機構等

社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定め、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、住民からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付。

○27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用開始

マイナンバー制度の意義

- 身の回りの“マイナンバー”
- 「出席番号」「運転免許証」「保険証番号」「パスポート」「年金番号」「診察券」「ポイントカード」「会員番号」etc
 - すでに日常生活では馴染み深い仕組み
- 国民を一括管理するわけではなく、税・社会保障の分野に限って氏名・住所・性別・生年月日の4情報と関連づけた個人番号を付番する。
 - 「消えた年金問題」「定額給付金(子ども手当)」「軽減税率」

- **国の本来の役割：国民の安全・安心を保障し、必要な者に必要な行政サービスを（効率的に）提供する。**
 - 国民の所在把握必要
- **「戸籍制度」「住民登録制度」「国勢調査」**
 - 世帯単位で把握
- **個人での身分証明**
 - 運転免許証、パスポート、保険証、住民基本台帳カード
 - 自分が自分であることを証明する（高齢者の免許証返納）
- **漢字（外字）の問題**

- 行政コストの圧縮。
 - 生活保護の不正受給。
 - 検査や投薬の重複削減

海外での事例

- エストニア
 - eIDとX-Road → ネット投票
- スウェーデン、デンマーク、スロベニア、オーストリア、韓国、アメリカ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ドイツ、オランダ
- 国による統制が弱く、利用範囲が広い アメリカ
- 国による統制が強く、利用範囲が広い 北欧諸国
- 国による統制が強く、利用範囲が狭い ドイツ

➤ メリット

- 縦割り行政からの脱却
- 紙文書の電子化
- 「小さな政府」「大きな政府」の不毛な対立ではなく、「効率的な政府」の

実現

- 電子政府の強化
 - 手続きの簡素化（一括処理）
 - 役所に行かなくても
- マイ・ポータル
 - 申請主義からお知らせ主義へ

Table 1.2 E-government development in largest population countries

Country	E-gov. development index		World e-gov. development ranking		Population (in millions)
	2012	2010	2012	2010	
China	0.5359	0.4700	78	72	1,341
India	0.3829	0.3567	125	119	1,225
United States	0.8687	0.8510	5	2	310
Indonesia	0.4949	0.4026	97	109	240
Brazil	0.6167	0.5006	59	61	195
Pakistan	0.2823	0.2755	156	146	174
Nigeria	0.2676	0.2687	162	150	158
Bangladesh	0.2991	0.3028	150	134	149
Russian Federation	0.7345	0.5136	27	59	143
Japan	0.8019	0.7152	18	17	127
Mexico	0.6240	0.5150	55	56	113

まとめると・・・

- 国民と政府の間の金銭的なやり取りのデータを国民一人ひとりに割り振った番号で一元管理するため、負担と受益の状況を政府や国民自身が把握しやすくなる。
- 社会保障の事務の効率化や給付漏れ、二重給付を防ぐことが可能。
- 国民の所得をヨリ正確に捉えることが可能となるので、生活保護や税還付等の低所得者対策がきめ細かく実行できる。

➤ デメリット

- **マイ・ポータル (web site)**
 - IT弱者の存在
- **ICチップ付きカード**
 - 盗難・紛失etc
- **情報の漏洩**
 - **安心・安全な制度運用：目的外の特定個人情報
の収集・保管の作成禁止、個人情報へのアクセス
記録を自ら確認できるマイ・ポータルの構築、個人
番号情報保護委員会（第三者機関）による監視・
監督**